

横浜市

本郷台駅周辺地区

バリアフリー基本構想



横 浜 市

本 郷 台 駅 周 辺 地 区

バリアフリー基本構想

目 次

I	バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
I-1	基本構想策定の背景と目的	1
I-2	基本構想の位置づけ	2
I-3	バリアフリー新法について	3
	1. 市町村による基本構想の作成	3
	2. 基本構想に基づく事業の実施	3
I-4	対象者の特性と配慮すべき事項	6
I-5	本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ	10
II	本郷台駅周辺地区の概況	11
II-1	位置及び特性	11
II-2	人口	12
II-3	公共交通	13
	1. 鉄道	13
	2. バス	14
II-4	施設の分布状況	15
II-5	まちづくりの方向	17
III	重点整備地区の設定	21
III-1	重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討	21
	1. 生活関連施設の選定	21
	2. 生活関連経路の設定	27
	3. 重点整備地区の範囲設定	31

IV 重点整備地区の課題と対応の考え方の整理	33
IV-1 本郷台駅周辺地区のバリアフリーに対する市民からの意見.....	33
1. まちあるき点検ワークショップ.....	33
2. バリアフリーに関する情報募集.....	37
3. バリアフリーに対する意見のまとめ.....	38
IV-2 生活関連施設と生活関連経路の課題と対応の考え方.....	44
1. 鉄道駅.....	45
2. 生活関連経路.....	46
3. 建築物.....	56
V 本郷台駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	65
V-1 事業の基本的な考え方.....	65
1. 鉄道駅のバリアフリー化.....	65
2. 道路等のバリアフリー化.....	66
3. 交通安全施設等のバリアフリー化.....	67
4. バスのバリアフリー化.....	67
5. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化.....	68
V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次.....	69
V-3 特定事業及びその他の事業.....	69
1. 公共交通特定事業.....	71
2. 道路特定事業.....	72
3. 交通安全特定事業.....	77
4. 建築物特定事業.....	78
5. その他の事業.....	83
V-4 今後検討が必要な事項.....	89
VI 基本構想策定後の事業推進にあたって	90
1. 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施.....	90
2. 事業の進捗管理及び事業の評価.....	90
3. 進捗状況及び事業内容の広報.....	90
4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し.....	90

I バリアフリー基本構想の策定にあたって

I-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

さらに、本市においては、平成22年度から平成25年度までを計画期間とした「横浜市中期4か年計画」が、「横浜市の都市像（市民力と創造力による新しい『横浜市らしさ』を生み出す都市）」の実現に向けた政策や工程を具体化する計画として、平成22年12月に策定された。この計画における基本政策の一つである「市民生活の安心・充実」において、「市民に身近なきめ細かい交通機能の充実」が掲げられ、まちのバリアフリー化推進事業として、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

これらの背景のもと、これまで横浜市では、9地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定してきた。横浜市では、当面、市内18区に各1地区ずつ基本構想を定めることを目標として基本構想の検討を進めている。

以上のことを踏まえ、栄区の中心的地域として行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している本郷台駅周辺地区を対象として、「バリアフリー基本構想」を策定する。

I-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

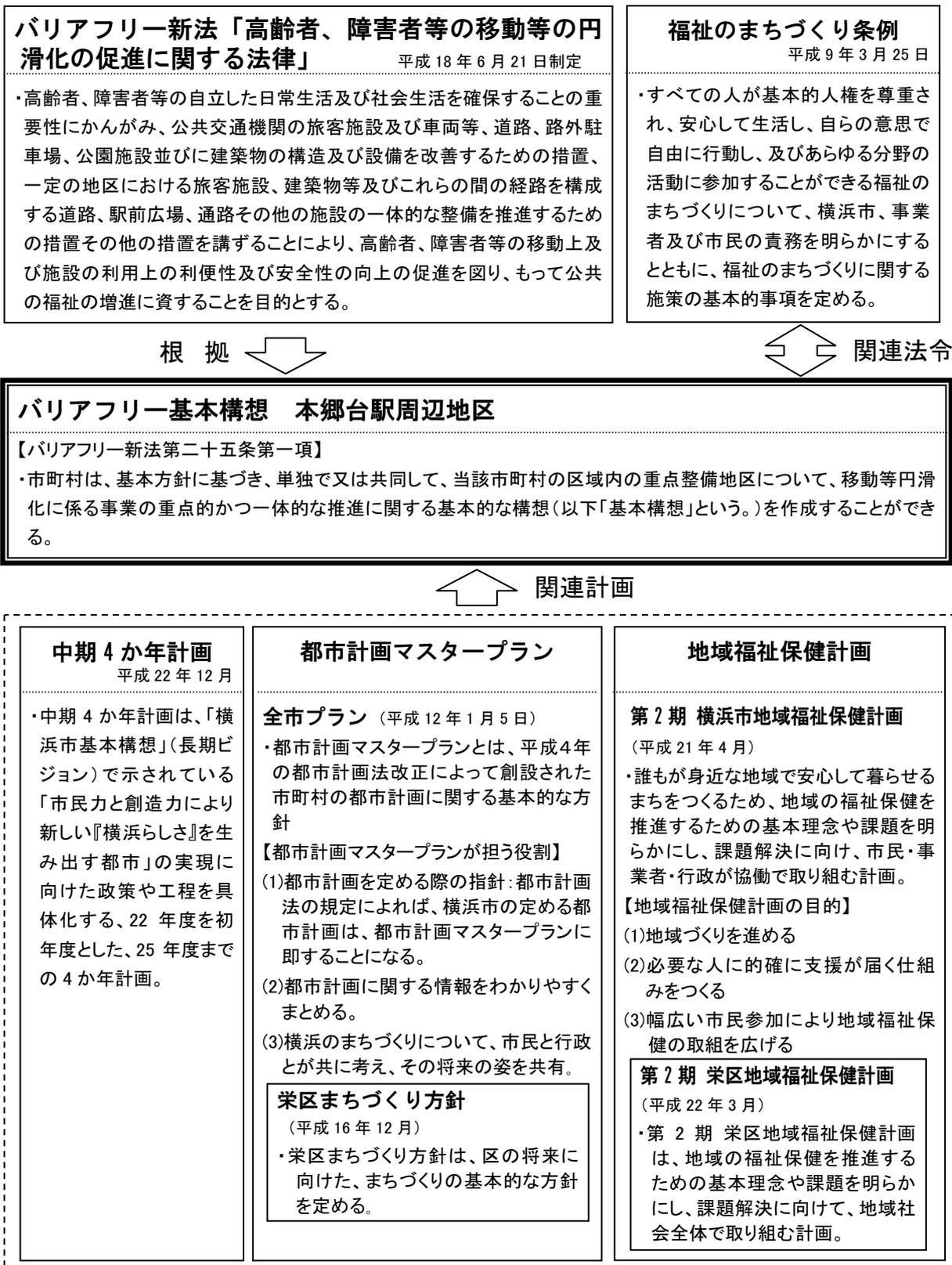


図 1-1 基本構想の位置づけ

I-3 バリアフリー新法について

1. 市町村による基本構想の作成

バリアフリー新法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務があります。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課されます。

2. 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。

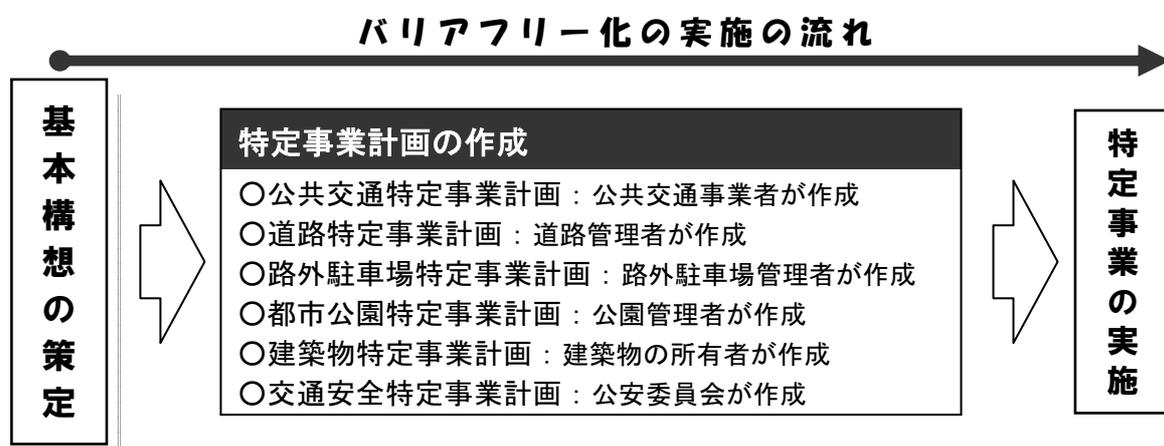


図 1-2 基本構想策定から事業実施の流れ

◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路(道)を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていきます。

例えば・・・

歩道の平坦性の確保、勾配の改善

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

階段(段差)部分へのスロープまたはエレベーターの設置(段差の解消)

よく利用する施設への案内・サインの充実

トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実

マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進

など

※用語の定義

本基本構想において、以下のように用語を定義する。

『重点整備地区』とは、地区全体の面積がおおむね400ha未滿の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区とする。重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことである。

本基本構想では、主として、①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、②その施設へ至る手段が、主に本郷台駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とする。

『生活関連経路』とは、生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。

なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

I-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー新法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者*、精神障害者*、発達障害者*、妊産婦やけが人を対象としている。

本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、バリアフリー新法の対象者に、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指すこととする。

それら移動制約者を、障害の状況により、「歩行」と「情報入手」に分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると、以下に示すとおりである。ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
移動制約者「歩行」	
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 ・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 ・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲に限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。 ・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。 ・車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者 (シルバーカー 使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。 ・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れ やベビーカー 使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動 制約者 (妊産婦やけ が人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。
移動制約者「情報入手」	
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。
知的障害者・ 発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 ・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。 ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。 ・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。 ・視認性に配慮した照明計画が必要である。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
その他	
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 ・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 ・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 ・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 ・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。 |
|---|

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成 10 年 3 月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市福祉局、平成 17 年 3 月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 14 年 3 月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成 6 年 3 月）
- ・交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成 13 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省、平成 19 年 7 月）
- ・高齢者の住まいと交通 [復刻版]（東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月）

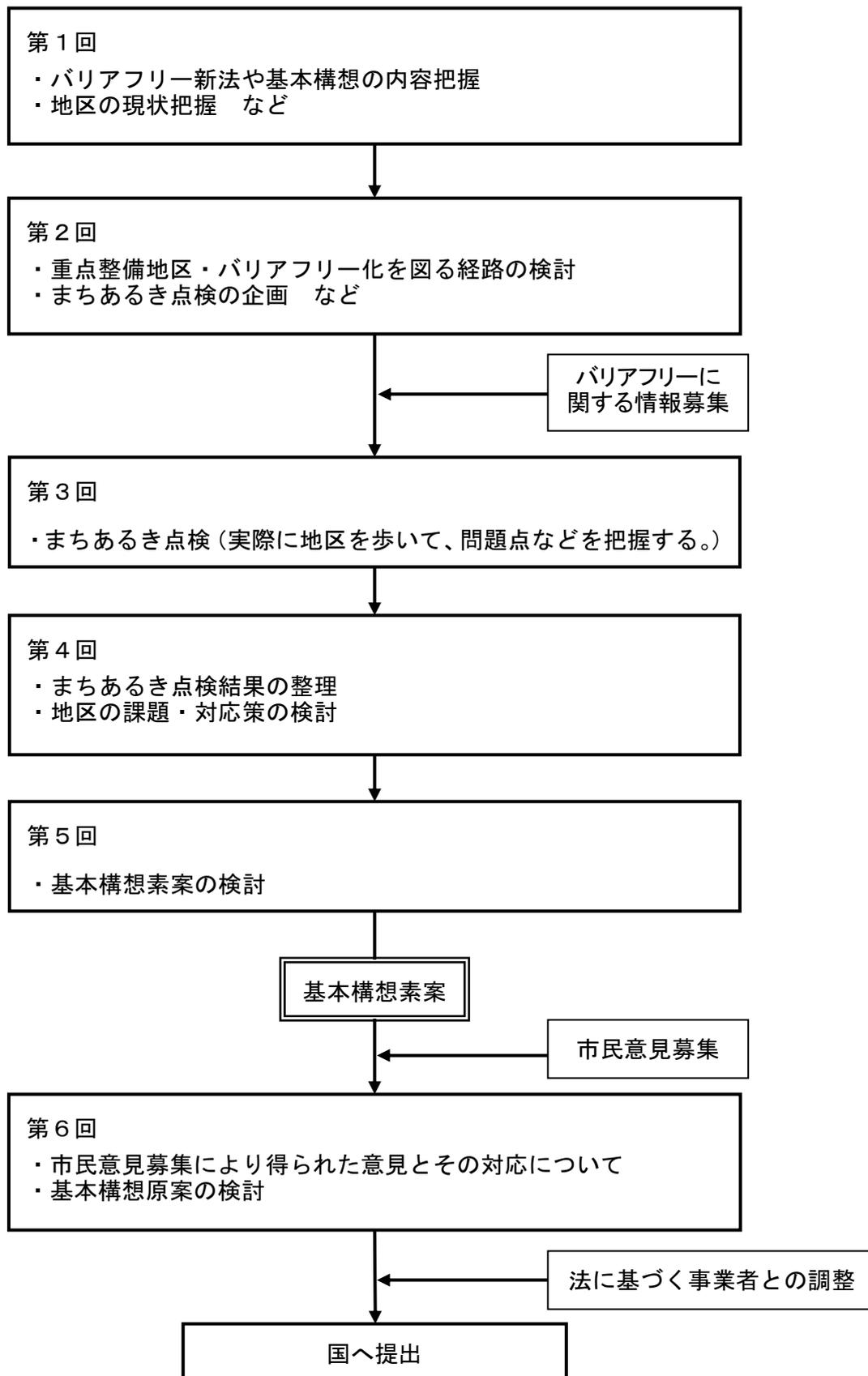
*バリアフリー新法で新たに対象となった、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、次のように定義されている。

知的障害者：知的障害者とは、厚生労働省が実施している「知的障害児（者）基礎調査」において、「知的機能の障害が発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

精神障害者：精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」（第 5 条）と定義されている。

発達障害者：「発達障害者支援法」によれば、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（第 2 条第 1 項）と定義されており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」（第 2 条第 2 項）と定義されている。

I-5 本郷駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ



※本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想検討状況は、逐次、『横浜市バリアフリー検討協議会』に報告しています。

II 本郷台駅周辺地区の概況

II-1 位置及び特性

本郷台駅周辺地区は、横浜市の南部に位置する栄区のほぼ中心に位置している。本郷台駅は、実質的に栄区唯一の駅であり、近隣には区役所や図書館など、主要公共施設が集積しており、多くの人々が活動する地域となっている。

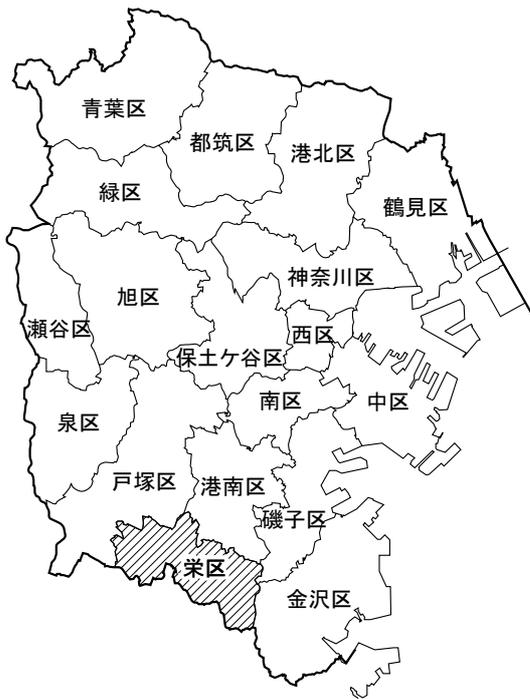


図 2-1 栄区の位置

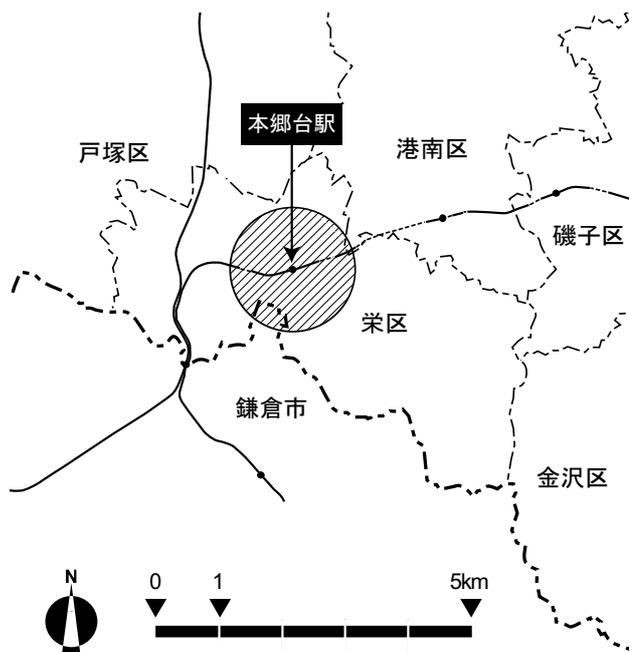
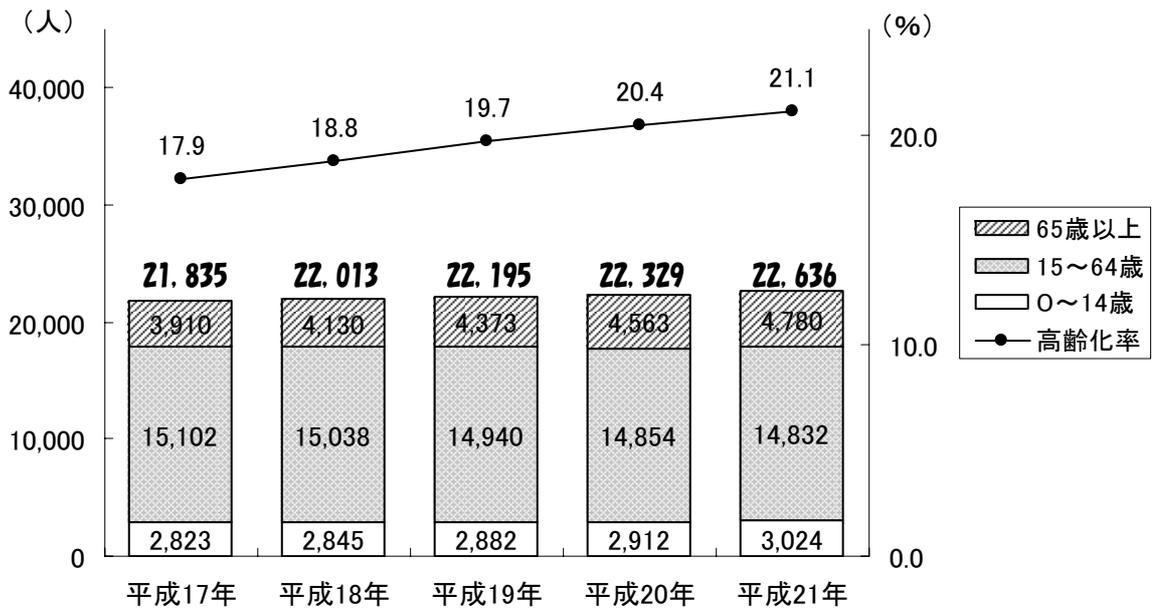


図 2-2 本郷台駅周辺地区の位置

Ⅱ-2 人口

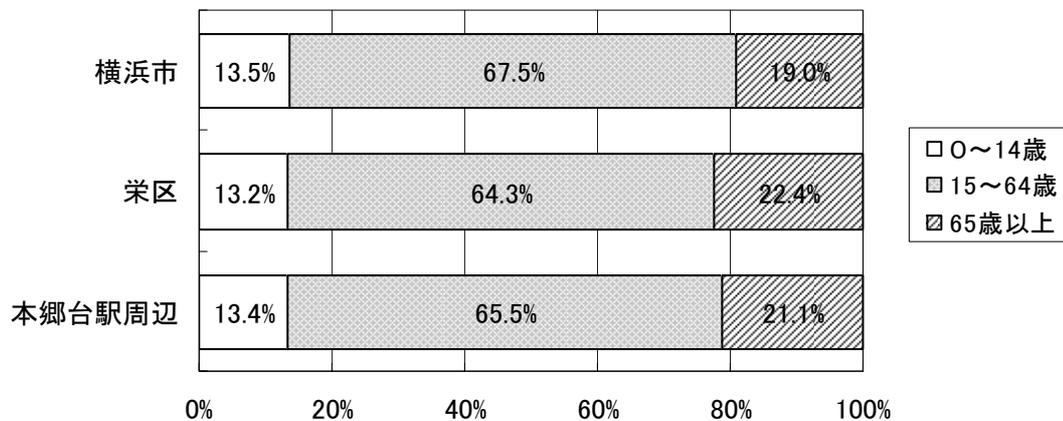
本郷台駅周辺地区の人口は、平成 21 年 3 月 31 日現在 22,636 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 4,780 人、高齢化率は 21.1%となっている。人口の推移をみると、平成 17 年の 21,835 人から 3.7%の増加であり、ほぼ横ばいで推移している。また、高齢化率は、平成 17 年の 17.9%から 3.2 ポイント上昇している。



資料) 横浜市統計 (各年 3 月 31 日現在)

注: ここで本郷台駅周辺地区は、本郷台駅から概ね半径 1 km の範囲に含まれる、本郷台 1 丁目・3 丁目・4 丁目、小菅ヶ谷 1 丁目~3 丁目、鍛冶ヶ谷町、柏陽、桂町として算出した。

図 2-3 本郷台駅周辺地区の人口推移



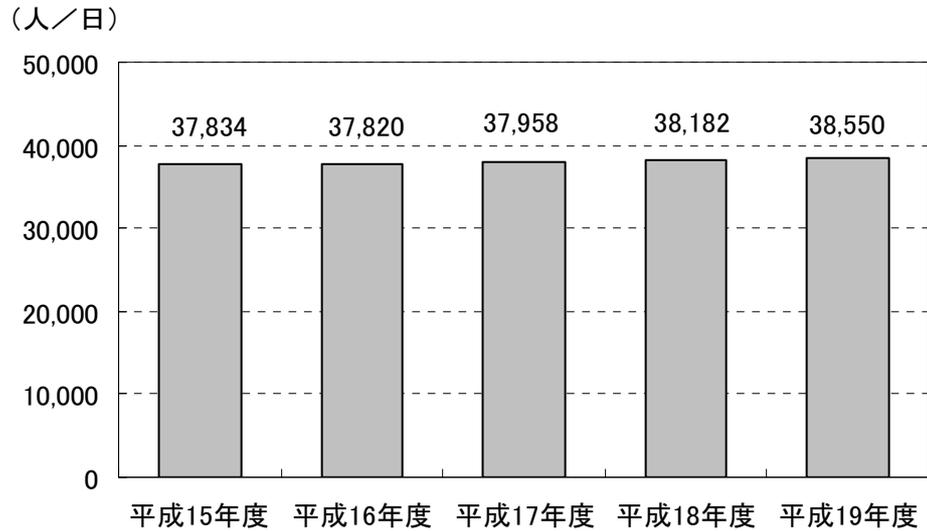
資料) 横浜市統計 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

図 2-4 年齢別人口構成比

II-3 公共交通

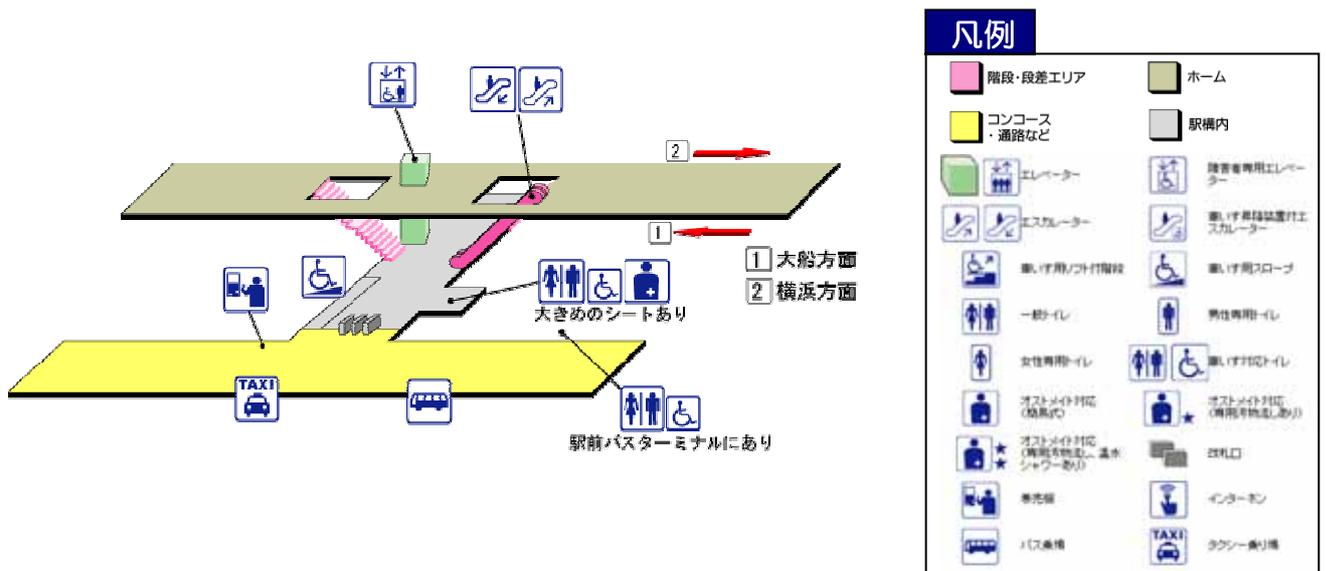
1. 鉄道

本郷台駅の一日平均乗降客数は、38,550 人/日（平成 19 年度）となっている。平成 15 年度からの一日平均乗降客数の推移をみると、37,834 人/日から 1.9%増加している。



資料) 横浜市統計書

図 2-5 本郷台駅の一日平均乗降客数の推移

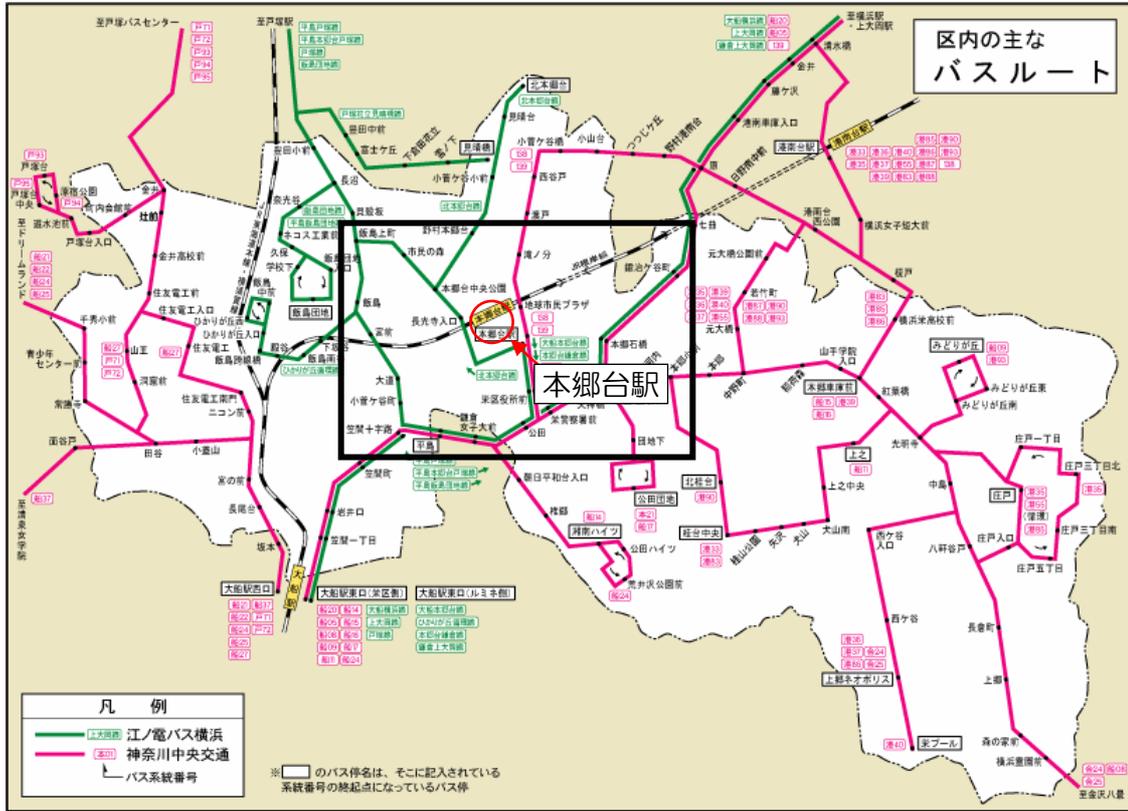


出典) 横浜市HP

図 2-6 本郷台駅の状況

2. バス

本郷台駅周辺地区の路線バスは、江ノ電バス横浜、神奈川中央交通バスが運行されている。本郷台駅直近のバス停留所は江ノ電バス横浜、神奈川中央交通バスともに「本郷台駅」となっており、バス停留所が設けられている。



出典) 栄区 区民生活マップ (2009 年版)



本郷台駅周辺拡大

図 2-7 本郷台駅周辺のバス路線の状況

II-4 施設の分布状況

本郷台駅から概ね半径1kmの範囲にある主要な施設は、表2-1に示すとおりである。

本郷台駅周辺には、行政施設、医療施設、福祉施設、文化施設及び商業施設が集まっている。

表 2-1 本郷台駅周辺の主な施設

種別	施設名称	施設数
行政施設	(1) 栄区役所 (500m) (2) 栄警察署 (650m) (3) 本郷地区センター (500m) (4) 横浜地方法務局栄出張所 (300m)	4
文化施設	(5) 栄スポーツセンター (600m) (6) 栄公会堂 (600m) (7) あーすぷらざ (地球市民かながわプラザ) (200m) (8) 栄区民文化センター (200m) (9) 栄図書館 (750m)	5
福祉施設	(10) 小菅ヶ谷地域ケアプラザ (400m) (11) 栄区生活支援センター (400m) (12) さかえ区民活動センター (200m) (13) 栄区社会福祉協議会 (600m) (14) 栄区福祉保健活動拠点 (600m) (15) さかえ福祉活動ホーム (800m)	6
医療施設	(16) 横浜栄共済病院 (500m) (17) 休日急患診療所 (800m)	2
商業施設	(18) FUJI 本郷台店 (150m) (19) 松坂屋ストア (150m)	2
その他	(20) 市立本郷特別支援学校 (700m) (21) 本郷台駅前郵便局 (200m) (22) 横浜銀行本郷台支店 (100m) (23) さかえ次世代交流ステーション (700m)	4

() 内の数字は、(本郷台駅)からの直線距離。

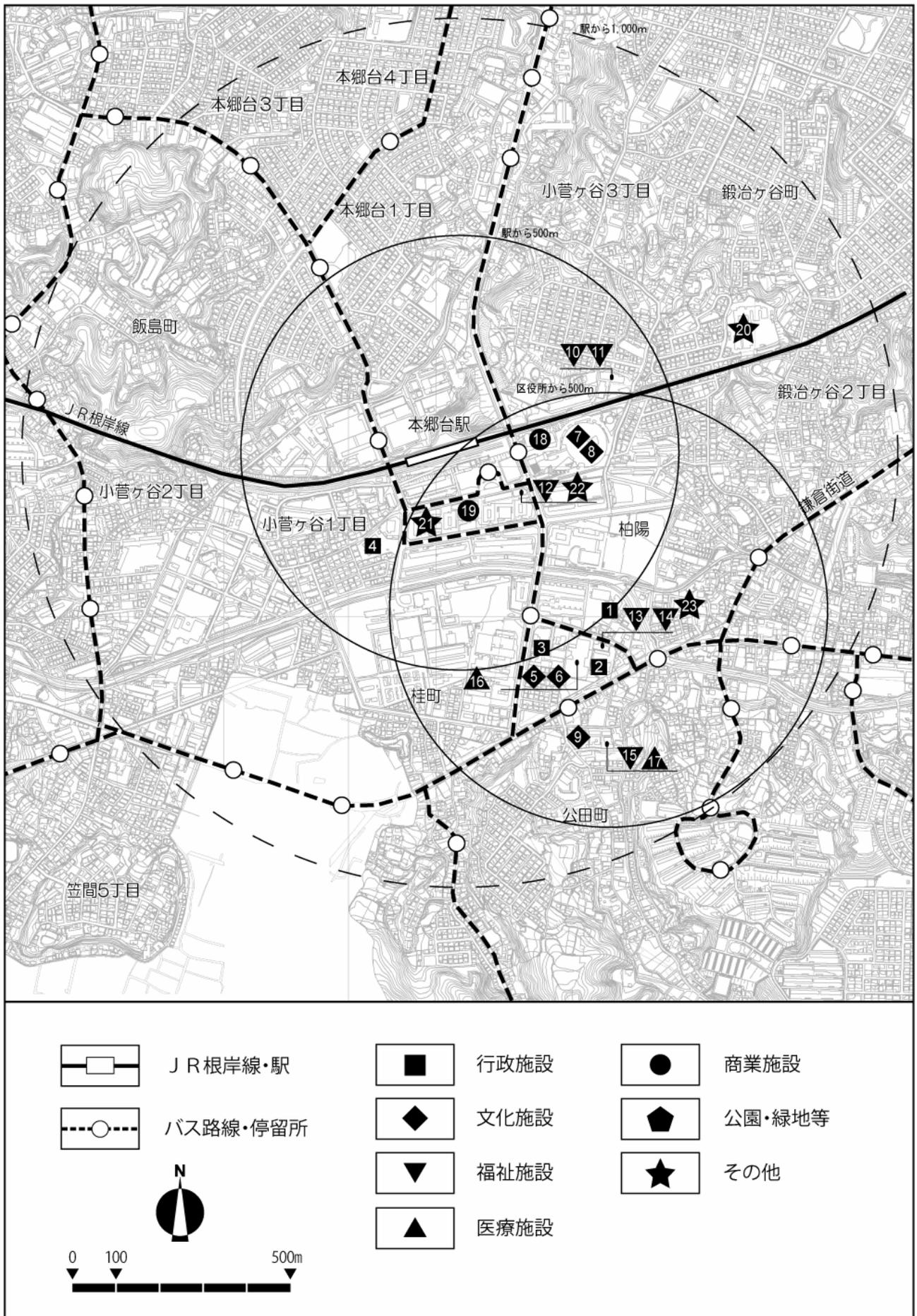


図 2-8 本郷台駅周辺の現況

II-5 まちづくりの方向

本郷台駅周辺地区のまちづくりの方向は、「栄区まちづくり方針（横浜市都市計画マスタープラン・栄区プラン）（平成 16 年 12 月）」で定められている。栄区の都市および本郷台駅周辺のまちの将来像は、図 2-9 および図 2-10 の通りである。

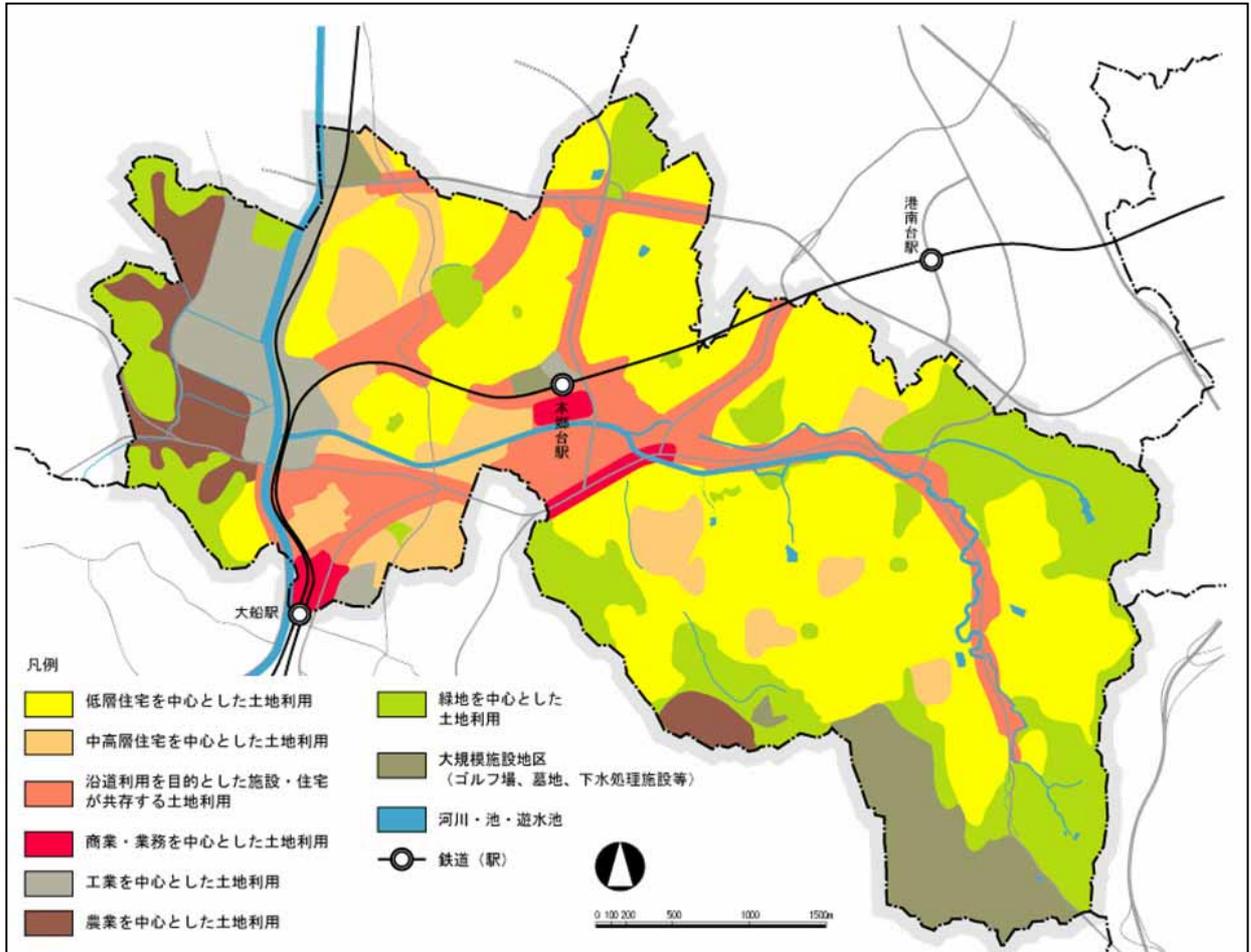
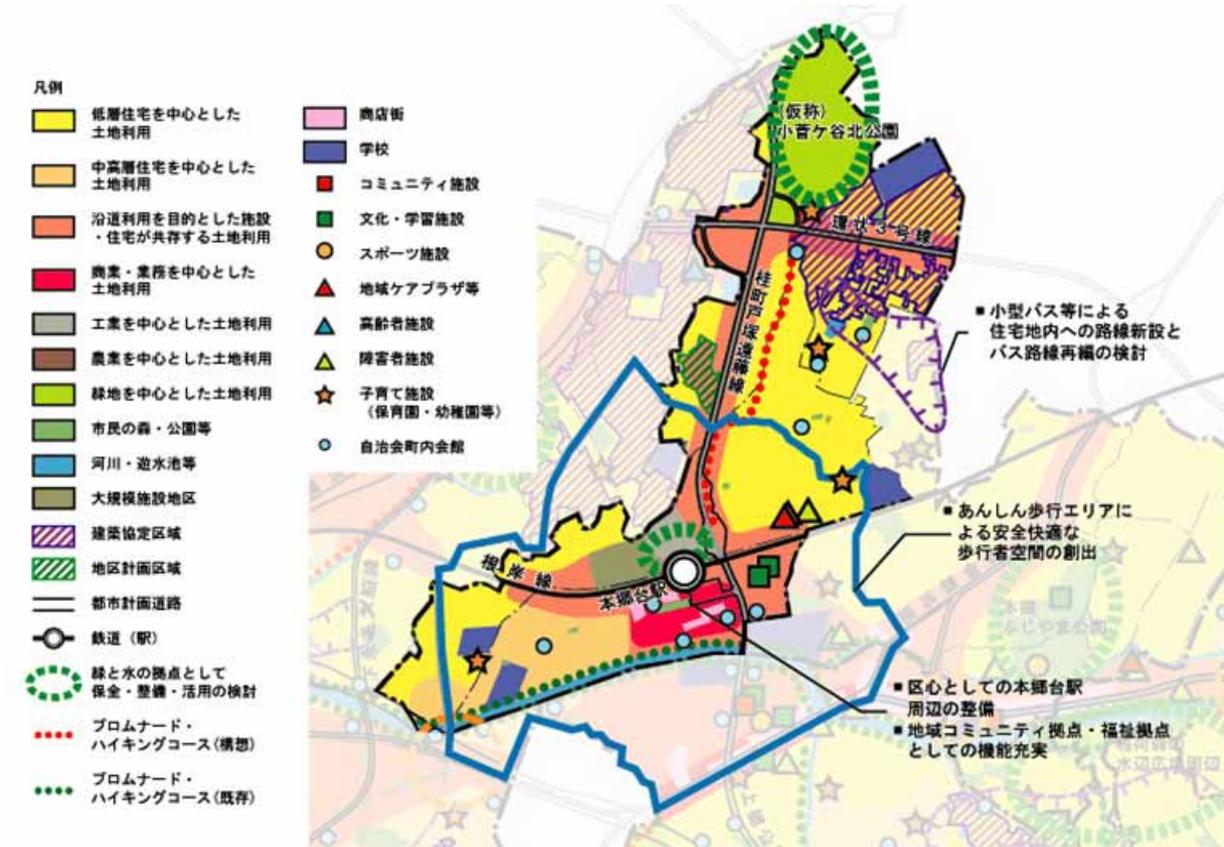


図 2-9 都市の将来像（土地利用方針）

○小菅ヶ谷地区



○本郷A地区

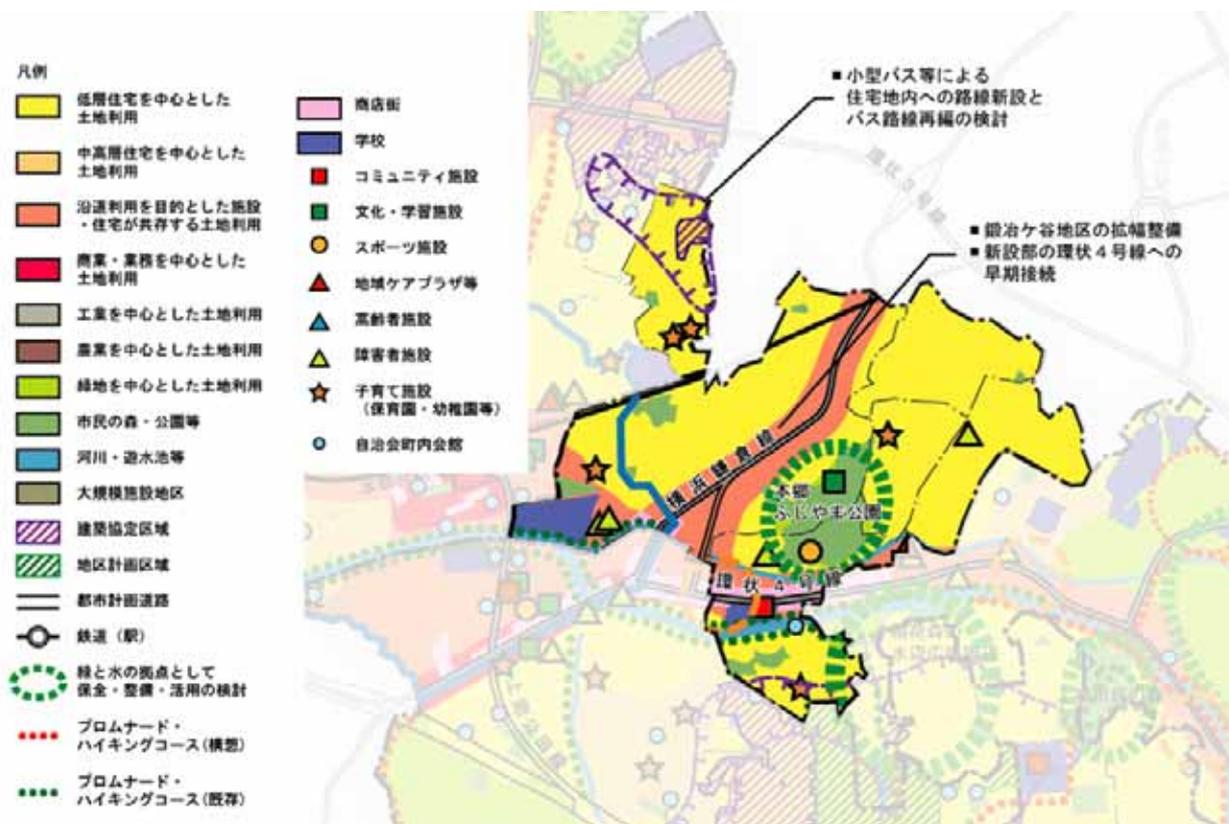


図 2-10 本郷台駅周辺のまちの将来像 (1/2)

○本郷B地区

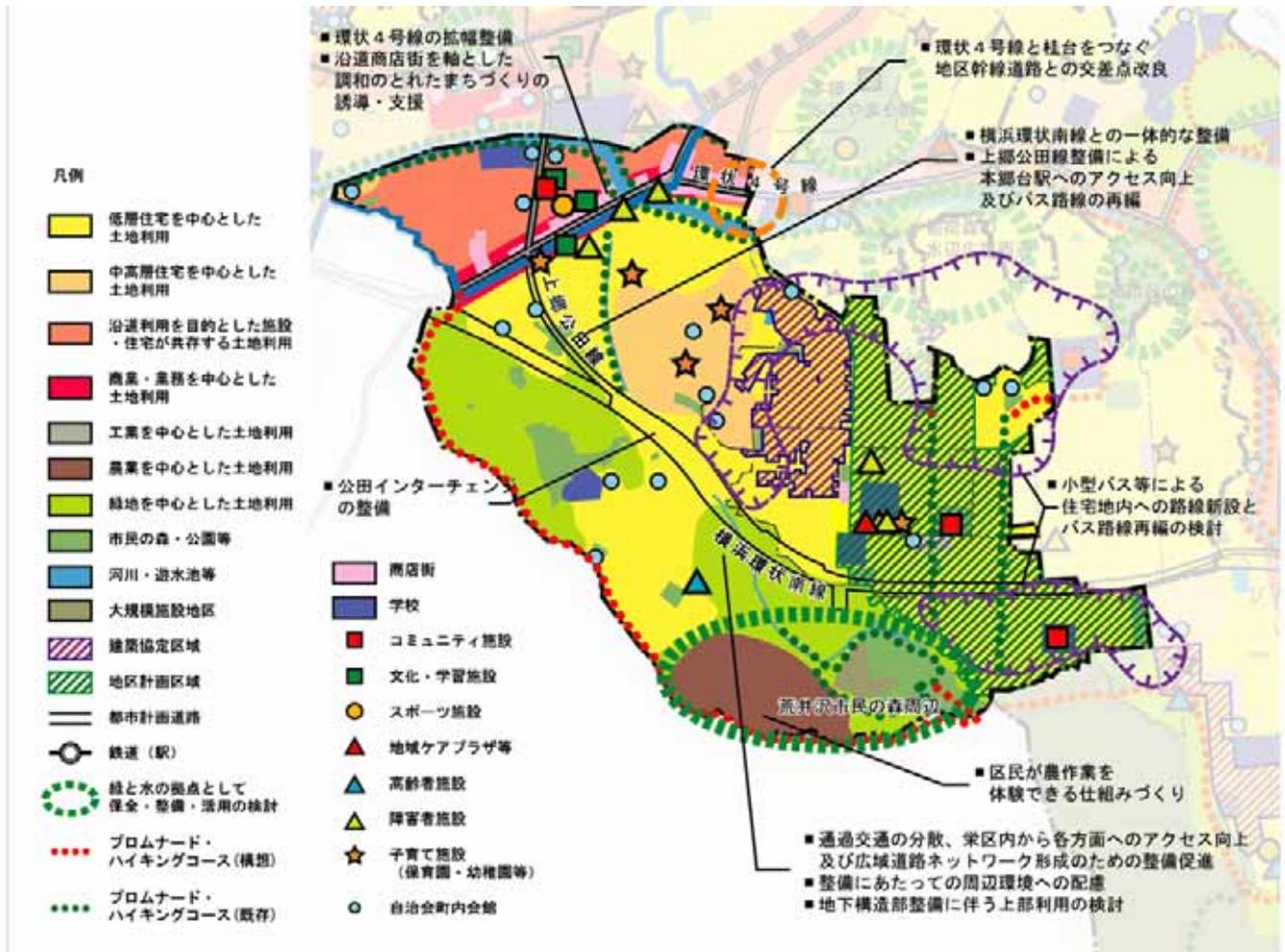


図 2-10 本郷台駅周辺のまちの将来像 (2/2)

Ⅲ 重点整備地区の設定

Ⅲ-1 重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討

1. 生活関連施設の選定

バリアフリー新法では、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」と定義している。

これに基づき、横浜市では、本基本構想において、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として設定する。

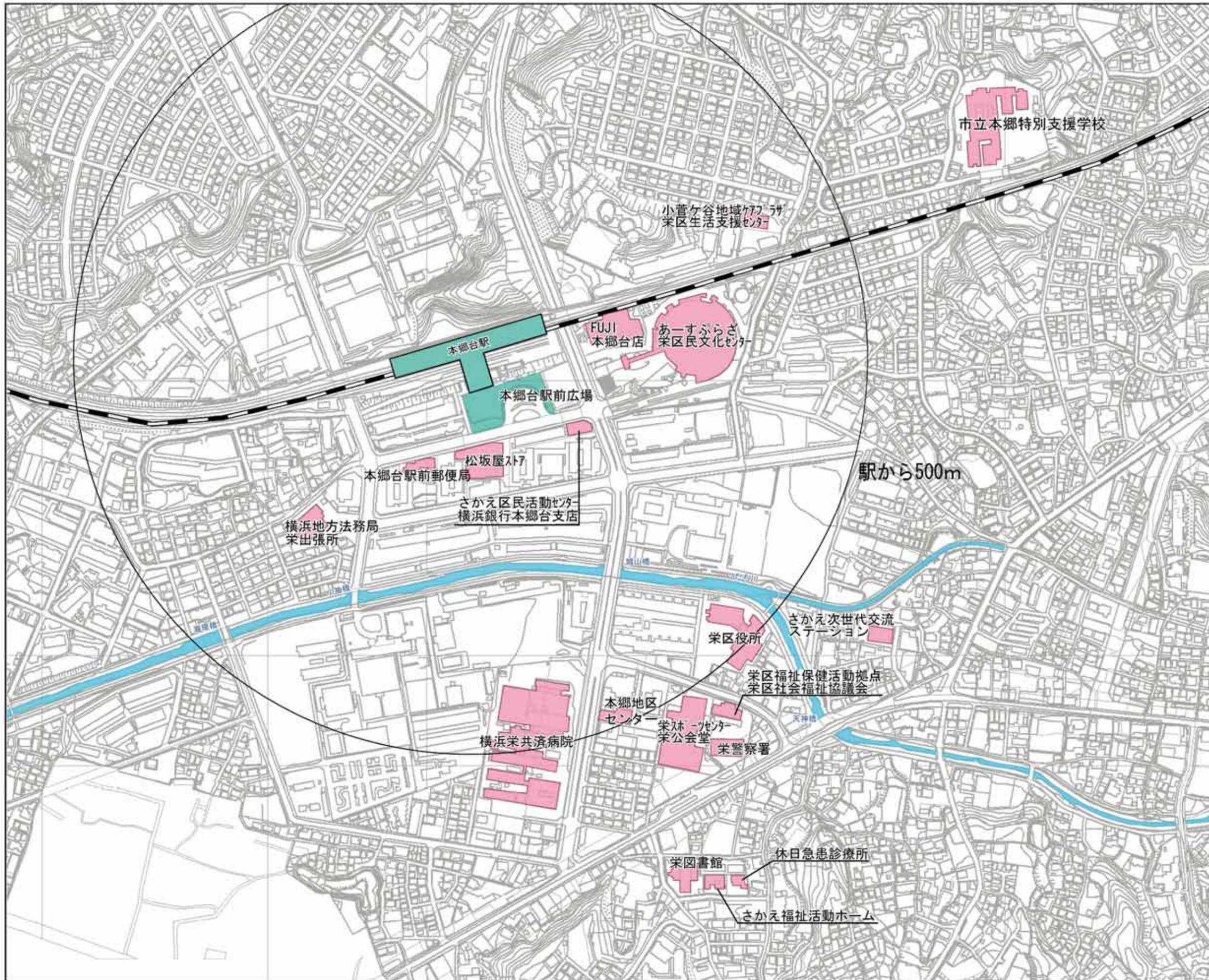
- ①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設である、かつ、
- ②その施設へ至る手段が、主に本郷台駅からの徒歩による

生活関連施設の選定結果は、表 3-1 および図 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 生活関連施設の概要

種別	生活関連施設に 選定した施設	施設の概要
旅客施設	1) 本郷台駅 2) 本郷台駅前広場	・1日あたりの乗降客数 5,000 人以上の鉄道駅および鉄道駅に隣接するバスターミナルがある。
行政施設	3) 栄区役所	・栄区役所には、各種行政サービスに係わる窓口が設置されている。
	4) 栄警察署	・自動車免許の更新や車庫証明の手続き等ができる警察署である。
	5) 本郷地区センター	・サークル活動、研修会、集会、絵画、音楽、読書、スポーツなどの活動を通じて、「趣味」「仲間づくり」「ふれあい」を深められる場を提供している。
	6) 横浜地方法務局栄出張所	・取り扱っている業務は不動産登記である。
文化施設	7) 栄スポーツセンター 8) 栄公会堂	・栄スポーツセンターは、(第1、2) 体育館、研修室、トレーニング室などが利用できる。 ・栄公会堂は、講堂(604 席)、(1 号、2 号) 会議室などが利用できる。
	9) あーすぶらざ(地球市民 かながわプラザ) 10) 栄区民文化センター	・あーすぶらざは、子どもの豊かな感性の育成、地球市民意識の醸成、国際活動の支援という 3 つの目的を持つ施設である。 ・栄区民文化センターは、300 席の豊かで美しい音響効果を有するコンサートホールとギャラリー、会議室などを持つ施設である。
	11) 栄図書館	・横浜市に在住、在学、在勤の方なら誰でも利用でき、子供図書室と成人図書室からなる。
福祉施設	12) 小菅ヶ谷地域ケアプラザ 13) 栄区生活支援センター	・小菅ヶ谷地域ケアプラザは、地域包括支援センター(福祉・保健の相談・支援)と地域活動・交流事業(地域福祉の活動と交流の場)などを行っているところである。 ・栄区生活支援センターは、心の病のある方一人ひとりが地域の中で安心して自分らしい生活がおくれるよう、さまざまな応援をするところである。
	14) さかえ区民活動センター	・さかえ区民活動センターは、地域で生涯学習・市民活動・ボランティア・NPO など様々な分野で活動している団体や人、これから活動しようとする人を支援する施設であり、市民活動の拠点となっている。 ・つどいの広場さかえは、障害者の相談及び軽度発達障害児の放課後活動の支援を行っている。併せて、子育て不安の解消を図るため、子育て中の親子がつどい、交流が図れる場を提供している。

種別	生活関連施設に 選定した施設	施設の概要
福祉施設	15) 栄区社会福祉協議会 16) 栄区福祉保健活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・栄区社会福祉協議会は、地域で生活している誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをめざしている施設であり、ボランティア活動や福祉情報の提供など、さまざまな事業を通じて、障害者（児）を援助し、相談に応じている。 ・栄区福祉保健活動拠点は、自主的な福祉保健活動を身近な地域でより活発に行うための場である。区内を中心に活動する関係団体やボランティアが活動している。拠点には、多目的研修室、団体交流室、対面朗読室編集室、録音室、点字製作室、印刷室の6つの部屋がある。
	17) さかえ福祉活動ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者と家族の生活支援・地域交流事業、地域訓練会等、地域団体の支援を行っている施設である。 ・遊びを通じた子供同士の相互交流の場となるおもちゃ文庫、相談支援などの事業を行っている。
医療施設	18) 横浜栄共済病院	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の診療科をもつ総合病院である。入院施設や緩和ケア病棟を備えている。
	19) 休日急患診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・区の医療施設であり、日・祝日と年末年始に内科、小児科の診療を行っている。
商業施設	20) FUJI 本郷台店 21) 松坂屋ストア	<ul style="list-style-type: none"> ・本郷台駅周辺は、公共施設とならび、商業施設が集積し、広い範囲の地域から買い物客等が集まる特性をもつ。 ・また、これらの施設は、いずれも本郷台駅から500m圏内に立地しており、駅から徒歩で訪れることができる。
その他	22) 市立本郷特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生から高等学校3年生までの主に知的障害児が在籍している学校である。 ・スクールバスの送迎を行っているが、徒歩での利用もある。
	23) 本郷台駅前郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便、貯金、保険の各サービスを取り扱っており、ATMが設置されている。郵便窓口取扱時間外に利用できる、ゆうゆう窓口が併設されている。
	24) 横浜銀行本郷台支店	<ul style="list-style-type: none"> ・預金、保険、住宅ローンなどを取り扱っており、ATMが設置されている。
	25) さかえ次世代交流ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域子育て支援拠点」「青少年の地域活動拠点」「障害児の居場所」「障害者相談支援」の4つの機能を持つ施設である。次世代を担う子どもたちが集い、くつろぎ、交流できる場として、平成23年3月末に開設した。



- 凡例
- < 生活関連施設 >
- 駅・駅前広場
 - 建築物

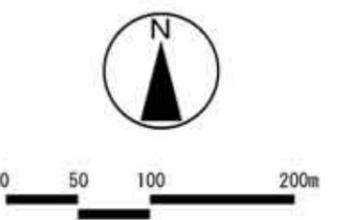
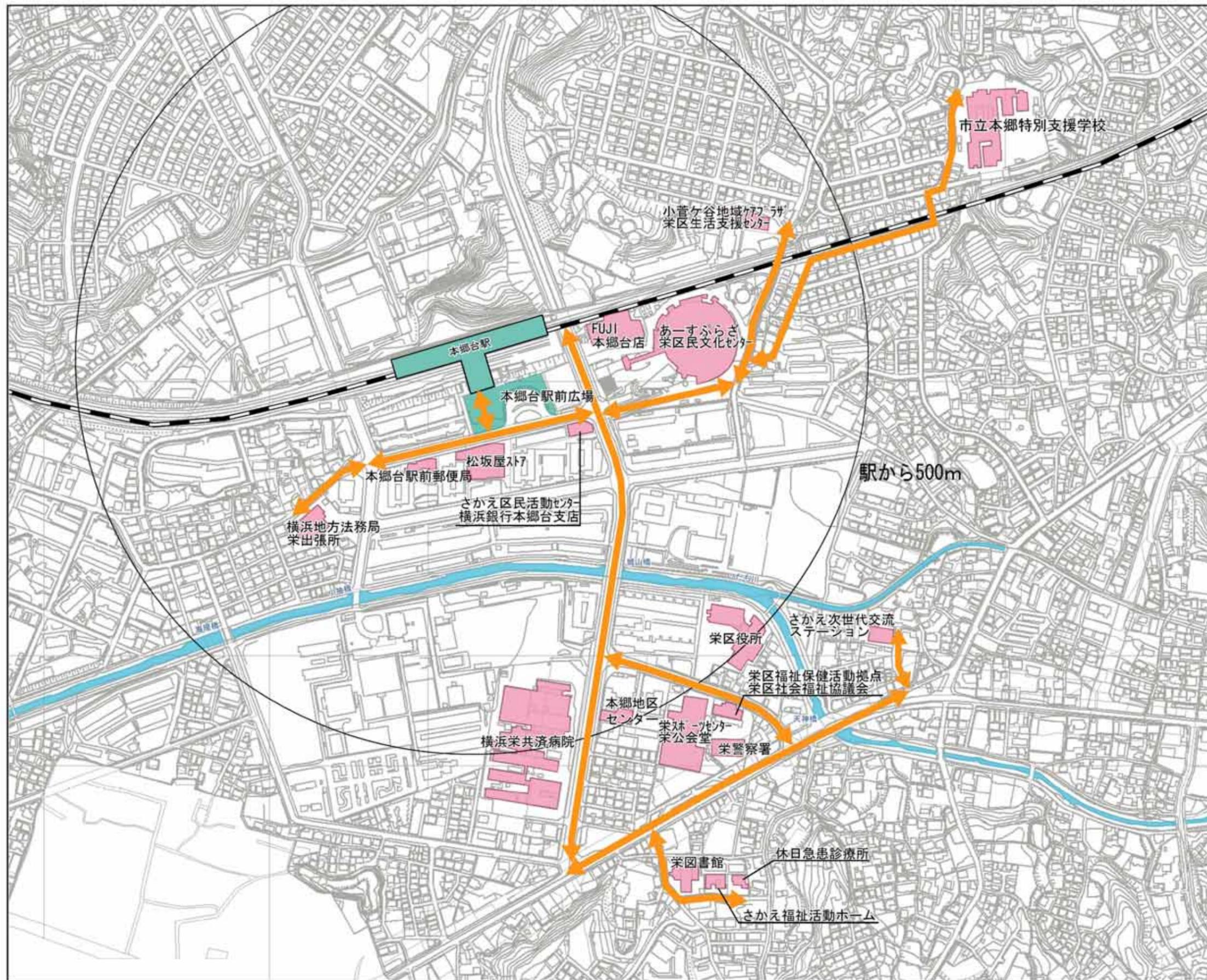


図3-1 生活関連施設

2. 生活関連経路の設定

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」と定義している。

本郷台駅周辺地区では、駅と先に選定した生活関連施設を結ぶ経路について、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況、バリアフリー化されている必要性が高い経路を生活関連経路として設定する（図 3-2）。



- 凡例
- < 生活関連経路 >
 - ← 生活関連経路
 - < 生活関連施設 >
 - 駅・駅前広場
 - 建築物

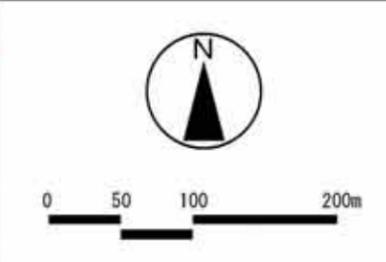


図3-2 生活関連経路

3. 重点整備地区の範囲設定

(1) 重点整備地区の範囲の基本的な考え方

重点整備地区とは、地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区をいう。

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

(2) 本郷台駅周辺地区の重点整備地区の範囲

本郷台駅周辺地区の重点整備地区の範囲は、先に選定した生活関連施設を含む範囲（約 70ha）とする。具体的な範囲は図 3-3 に示すとおりとする。

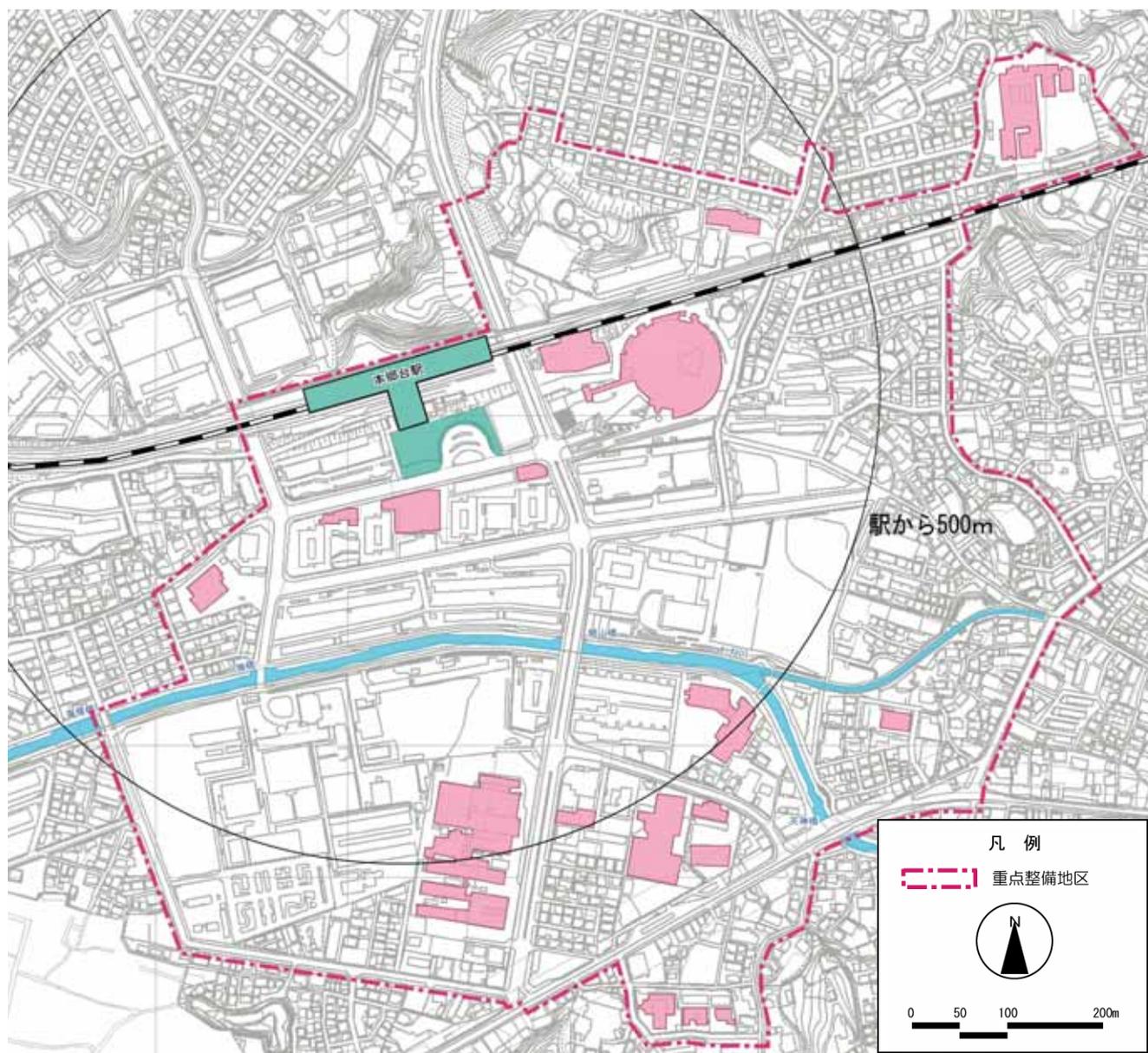


図 3-3 本郷台駅周辺地区における重点整備地区

